

# 遊 漁 規 則

奈 良 井 川 漁 業 協 同 組 合

## 奈良井川漁業協同組合内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則

### (目的)

第1条 この規則は、奈良井川漁業協同組合が免許を受けた、内共第4号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ、かじか、にじます、やまめ及びいわなをいう。以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納入義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、竿釣、さで網又はたも網による遊漁の場合には口頭又はオンラインサービスによる方法により、投網又はやすの場合には、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣、さで網、たも網による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には、当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合、又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をする者とする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項に規定する遊漁料を同条第2項又は第3項の方法により納付しなければならない。

### (漁具漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とした遊漁は、イ欄の漁具漁法により、ウ欄の統数又は規模の範囲でなければならない。

ア 魚 種	イ 漁 具 漁 法	ウ 統 数 又 は 規 模
あ ゆ	竿 釣	1人1本
	さで網、たも網 投 網	網目こま 15 ミリメートル以上 1人1統
	や す	1人1統
あゆ以外の魚種	竿 釣	1人2本以内
	さで網、たも網 投 網	網目こま 15 ミリメートル以上 1人1統
	や す	1人1統

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間。ただし、友釣り以外の漁具漁法は、組合が公表する日から9月30日まで
にじます、 やまめ、いわな	3月1日から9月30日まで
こい、ふな、 うぐい、おいかわ、 うなぎ	周 年
か じ か	5月16日から9月30日まで

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲載してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前項の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、投網をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
塩尻市大字奈良井地籍の奈良井ダムのダム湖 並びにその上流の奈良井川本流及び支流	周 年

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 大 き さ
にじます、やまめ、いわな	全長15センチメートル
うぐい、ふな	全長10センチメートル
こい	全長18センチメートル
おいかわ	全長 8センチメートル
うなぎ	全長30センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法について)

第7条 第2条第4項の規定により納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1000円を加算した額とする。

(1) 竿釣、さで網、たも網による遊漁の場合

魚種	承認期間	遊漁料
あゆ	1日	2,000円
	1年	8,000円
あゆ以外の魚種	1日	1,000円
	1年	6,300円

(2) 前号の規定にかかわらず竿釣り、さで網又はたも網による遊漁の場合、次表に掲げる者の遊漁料は、下欄に掲げるとおりとする。ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りではない。

区分	遊漁料
中学生以下の者	無料
身体障害者	1年 2,000円

(3) 第1号以外の遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	承認期間	遊漁料
あゆ・あゆ以外の魚種	投網	1年	10,000円
	やす	1年	2,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所（又は組合が指定するオンラインサービス）において納付しなければならない。ただし、竿釣、さで網、たも網による遊漁のうち、承認期間1日の遊漁料の納付は、当該漁業をする場所において漁場監視員にすることができる。

(1) 塩尻市大字桔梗ヶ原 71-599 奈良井川漁業協同組合事務所

(2) 前号に掲げる場所のほか、組合が指定し掲示した場所

3 前項の規定にかかわらず、竿釣り、さで網又はたも網による遊漁の場合は、オンラインサービスによる方法により納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインサービスにより発行されるものを含む。以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に対して交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名及び住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具及び漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) 発行者名

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の提示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則を遵守させるための必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) 発行者名

(違反者に対する処置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、その者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は、令和6年（2024年）1月1日から施行する。

（行政庁の認可の日 令和5年（2024年）12月1日）